

令和4年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第32号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第33号 亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	3
議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	6
議案第35号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第36号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均 一課税に関する条例を廃止する条例・・・・・・・・	8

件名	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	-----------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）が改正され、国家公務員について、非常勤職員の育児休業及び育児時間の取得要件が緩和されるとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明記されました。

このことから、市の職員の育児休業等に関する規定について、これらに準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」といいます。）の一部が改正されることに伴い、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」とする要件を廃止します。 <第2条関係>
- (2) 非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」とする要件を廃止します。 <第21条関係>
- (3) 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が講じなければならない措置を定めます。 <新第25条及び新第26条関係>
 <任命権者が講じなければならない措置>
 ア 妊娠又は出産等についての申出があった職員に対して、育児休業に関する事項を知らせるとともに、その意向を確認するための面談等を行うこと。
 イ 育児休業に係る研修を実施すること。
 ウ 育児休業に関する相談体制を整備すること。
 エ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- (4) 法の一部改正に伴う規定の整理を行います。 <第2条の5関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、法の一部改正に伴う規定の整理に係る規定の施行日は、法の一部改正の施行の日^{*}又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とします。

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第３５号）附則第１項に掲げる規定の施行の日（同法の公布の日（令和４年５月２日）から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日）

件名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>市民税関係</p> <p>(1) 所得税における申告と異なる課税方式を選択することが可能であった個人の市民税の上場株式等の配当、特定株式等譲渡、特例適用利子及び特例適用配当並びに条約適用利子及び条約適用配当に関する所得の課税方式については、所得税において申告した課税方式と同一とします。</p> <p>＜第17条、第23条の2、附則第30条の3、附則第42条の2及び附則第42条の3関係＞</p> <p>(2) 個人の市民税の申告書を提出する義務がある公的年金受給者が配偶者特別控除を受ける場合の適用条件を明確化します。 ＜第26条関係＞</p> <p>(3) 給与所得者が給与支払者に提出する扶養親族申告書について、配偶者が退職手当等に係る所得を有することから所得税の配偶者控除又は配偶者特別控除を受けられない場合であっても個人の市民税の配偶者控除又は配偶者特別控除を受けるときは、扶養親族申告書に当該配偶者の氏名を記載して提出しなければならないこととします。 ＜第27条の2関係＞</p> <p>(4) 公的年金等受給者が公的年金等支払者に提出する扶養親族申告書について、次のとおり規定の整理を行います。 ＜第27条の3関係＞</p> <p>ア 退職手当等に係る所得を有する配偶者又は16歳以上の扶養親族を有する者は、当該扶養親族申告書を提出しなければならないこととします。</p> <p>イ 配偶者が退職手当等に係る所得を有することから所得税の配偶者控除又は配偶者特別控除を受けられない場合であっても個人の市民税の配偶者控除又は配偶者特別控除を受けるときは、扶養親族申告書に当該配偶者の氏名を記載して提出しなければならないこととします。</p>		

(5) 所得税の住宅借入金等特別控除を適用することができる居住開始時期が令和7年まで延長されることから個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除についても同様に延長し、当該税額控除に係る適用期間を令和20年度まで延長します。また、この改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例（新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合において個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除を適用することができる居住開始時期を令和4年まで延長し、当該税額控除に係る適用期間を最長令和17年度まで延長する特例）に関する規定は不要となることから、当該規定は削除します。

＜附則第14条の2の2及び附則第47条関係＞

固定資産税関係

(6) 固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳（以下「固定資産課税台帳等」という。）を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所がDV被害者等の登記簿上の住所であるときは、当該住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳等を閲覧に供し、又は当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付することとします。

＜第9条、第81条及び第82条関係＞

(7) 下水道除害施設*における地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞について、地方税法において参酌することとされている固定資産税の課税標準の特例割合が4分の3から5分の4に変更されたことから、本条例において定める特例割合を5分の4とします。＜附則第17条の2関係＞

* 下水道除害施設とは、公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者が、下水道法施行令で定める基準に従い、下水による障害を除去するために設置した施設のことです。

(8) 熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額措置について、対象となる工事が拡充されたことに伴う規定の整理を行います。

＜附則第18条関係＞

その他

(9) 地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

《 第 2 条による改正 》

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の一部改正に伴う規定の整理を行います。 < 令和 3 年改正条例第 1 条関係 >

3 その他

（1）施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日等は、次のとおりとします。

ア 個人の市民税の上場株式等の配当等に関する所得の課税方式を所得税において申告した課税方式と同一とする見直し及び個人の市民税の申告における配偶者特別控除の適用条件を明確化する見直しに係る規定の施行日は、令和 6 年 1 月 1 日とし、令和 6 年度分以後の個人の市民税について適用します。

イ 給与所得者の扶養親族申告書の記載の見直し並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務及び記載の見直しに係る規定の施行日は、令和 5 年 1 月 1 日とし、令和 5 年度分以後の個人の市民税について適用します。

ウ 個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除を適用することができる居住開始時期の延長等の見直しに係る規定の施行日は、令和 5 年 1 月 1 日とし、令和 5 年度分以後の個人の市民税について適用します。

エ 固定資産課税台帳等の閲覧又は記載事項について証明書を交付する際に、DV 被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合の当該住所に代わる事項の記載に係る規定の施行日は、民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 4 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）とし、同日以後にされる固定資産課税台帳等の閲覧又は記載事項についての証明書の交付について適用します。

（2）令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得されたわがまち特例の対象となる下水道除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;">＜附則第4項、附則第5項及び附則第13項関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課／総務省自治税務局市町村税課通知）において、令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例の対象を、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税に改めます。

＜附則第20項関係＞

改正前	令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税
改正後	令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例	総務財政部 税務課
----	--------------------------------------	--------------

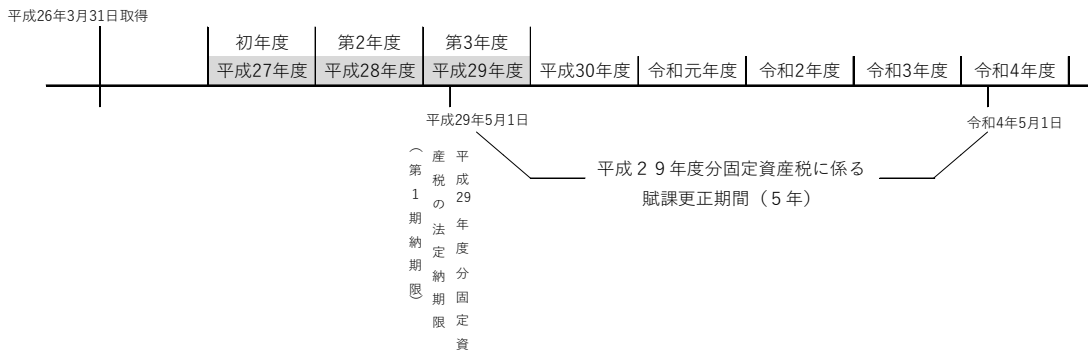
1 制定・改廃の背景と趣旨

中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第14条第1項の規定により都市開発区域として指定された区域内における地方税の不均一課税[※]に伴う減収及び補てんの措置の期限は、平成26年3月31日をもって終了しており、また、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5の規定による更正又は決定をすることができる期間も経過したことから、本条例を廃止するものです。

※ 不均一課税とは、特定の場合に通常とは異なる税率を適用する制度です。本条例における不均一課税の適用期間は、対象となる固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなる年度以降3箇年度であり、その税率については初年度100分の0.7、第2年度100分の1.05、第3年度100分の1.225です。

<賦課決定・更正決定の期間制限>

* 最終期限日に取得した場合



2 廃止内容

本条例を廃止します。

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 附則において、亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を改正し、本条例の廃止に伴う規定の整理を行います。